

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物と可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第五十七号

次の土地に対する買收令書は交付することが出来ないの
で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二
条第四項において準用する同法第五十条第三項の規定に
よりその内容を次のように公示する。

昭和三十一年二月十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 土地の所在、面積及び対価等 別表のとおり
- 二 対価の支払方法 供託する
- 三 買收期日 昭和三十一年二月十五日

目次

- ◇告示 買收令書交付不能一覧表
完全給食承認の取消
土地改良区定款変更認可
建設業者の登録まつ、消
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇人委規則 昭和三十一年三月分の給料の支給期日の特例
に関する規則

西伯郡逢坂村大字殿河内

所 在

土

地

字

地

番

台帳

現況

台帳

買收

対

価

所有者又は権利者の住所氏名

ゴウゴウ

七七一ノ一六

山林 山林

五、五〇〇反

五、五〇〇反

三七五、五〇〇円

西伯郡逢坂村大字殿河内七七
一ノ一八番地 山根 清司

西伯郡大山町大字豊房	尾原	二、〇四六ノ一三	原野	原野	一、〇〇〇	一、〇〇〇	六三、三	西伯郡大山町大字豊房二、〇四六ノ一三 別所 年幸
郷後ノ峯	八三八ノ二	原野	原野	一、二五	一、二五	六八、二	"	
上郷後ノ峯	八三八ノ三	"	"	六、三三	六、三三	七九、四	"	
計	八三九ノ一〇	"	"	四、三七	四、三七	四四、兜	"	
西伯郡大山町大字豊房	尾原	二、〇四六ノ一三	原野	原野	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、七三、七	"
草谷	二、〇五二ノ四一	原野	原野	九、五三	九、五三	四、七〇、四	西伯郡大山町大字豊房二、〇五二ノ五三 深沢 尊則	
小計	二、〇四六ノ一七	"	"	一、七、九四	一、七、九四	一、七〇、六	"	
草谷	二、〇四六ノ一八	"	"	六、四八	六、四八	四、三〇、六	"	
小計	二、〇四六ノ一八	"	"	二、七、六七	二、七、六七	一、八〇、三、七	"	
草谷	二、〇五二ノ四一	原野	原野	九、五三	九、五三	四、七〇、四	西伯郡大山町大字豊房二、〇五二ノ五三 深沢 尊則	
小計	二、〇五二ノ四二	"	"	五、〇一五	五、〇一五	二、四六、七、九	"	
草谷	二、〇五二ノ五三	"	"	一、〇〇〇	一、〇〇〇	四九、三、六	"	
小計	二、〇五二ノ五五	"	"	一、九一九	一、九一九	九六、七、九	"	

西伯郡逢坂村大字住吉	中池谷西	五一〇ノ一	山林畑	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四一、一〇	西伯郡逢坂村大字住吉 松原 敏治
建造間	五一〇ノ一	山林畑	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四一、一〇	西伯郡逢坂村大字住吉 松原 敏治	
計	五二〇ノ一	"	"	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四一、一〇	"
小計	二、〇五二ノ六四	"	"	一、五、三三	一、五、三三	七六、七	"
合計	二、〇五二ノ五九	"	"	五、七七八	五、七七八	二、八七、七	"
健康保険法(大正十一年法律第七十号)並びに船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基く完全給食の承認を次のとおり取り消した。	昭和三十一年二月十日	鳥取県知事 藤 茂	浦谷病院	倉吉市東岩倉町二、二七九	施設全部	昭和三十一年二月一日	完全給食の承認基準に達しなく。

鳥取県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、西尾土地改良区の定款変更について、昭和三十一年二月六日認可した。

昭和三十一年二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第六十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四条第三項の規定による更新の登録申請がなかつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ、消した。

昭和三十一年二月十日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名	まつ、消年月日
鳥取県知事登録 (は)第一二六号	昭和二八、 一一、一六	株式会社 中国水道工業所	鳥取市東品治町二三五	鈴木 亀雄	昭和三〇年 一一月一六日
〃 第二八二号	〃 一一、二	田中 組	〃 〃 〃	田中 政義	〃 一一月 二日
〃 第二九三号	〃 二二、二二	田中 組	〃 〃 〃	田中 良一	〃 二二月二二日
〃 第五四号	〃 二〇、一九	山下 組	岩美郡岩美町浦富一、七六〇	山下 修一	〃 二〇月一九日
〃 第二八四号	〃 九、三〇	福田 組	八頭郡佐治村大字大井	福田 晋松	〃 九月三〇日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年二月十日

鳥取県教育委員会委員長 河合 弘道

一日時 昭和三十一年二月十一日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 昭和三十一年度予算について

人事委員会規則

昭和三十一年三月分の給料の支給期日の特例に関する規則をここに公布する。

昭和三十一年二月十日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚藏

鳥取県人事委員会規則第二号

昭和三十一年三月分の給料の支給期日の特例に関する規則

職員のうち、昭和三十一年一月分の給料の百分の二十五に相当する額（以下「繰上げ額」という。）を支給された職員については、昭和三十一年三月分の給料のうち、繰上げ額と同額を昭和三十一年二月二十一日に支給するものとする。但し、昭和三十一年三月分の扶養手当及び勤務地手当の支給期日は、昭和三十一年三月二十日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。